

## 議案第56号

城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年6月18日提出  
(2025年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年城陽市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 城陽市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得たものを、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 城陽市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得たものを、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

(城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年城陽市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後

<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 城陽市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>（以下「単価の限度額」という。））に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得たものを、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 城陽市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>（以下「単価の限度額」という。））に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得たものを、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第2条の規定による改正後の城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第１７２号）が施行されたことに伴い、城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成等の公営単価を改正したいので、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１４２条第１項及び同法第１４３条第１５項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

### 公職選挙法（抜粋）

#### （文書図画の頒布）

第１４２条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

(1)～(7) 略

2～10 略

11 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第１項第３号から第７号までのビラの作成について、無料とすることができる。

12・13 略

#### （文書図画の掲示）

第１４３条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第１号、第２号、第４号、第４号の２及び第５号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することがで

きない。

(1)～(5) 略

2～14 略

15 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター(都道府県知事の場合に限る。)及び同項第5号のポスターの作成について、無料とすることができる。

16～19 略

## 参考資料

城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正条例要綱

### 1 改正内容

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）及び人件費、物価等の変動を考慮し、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としているところ、最近における物価の変動等に鑑み、選挙運動用ポスターの作成等の公営に関する経費に係る限度額の引き上げを行うこととされたため、当該改正の趣旨を勘案し、本市の市議会議員及び市長の選挙における公営に要する経費に係る限度額について、次のとおり見直しを行うもの。

#### (1) 選挙運動用ポスターの作成の公営

区分		現行単価	改正後単価
印刷費	選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価	541円31銭	586円88銭
企画費		316,250円	変更なし

#### (2) 選挙運動用ビラの作成の公営

区分	現行単価	改正後単価
選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価	7円73銭	8円38銭

### 2 関連条例

(1) 城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例

(2) 城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ビラの

作成の公営に関する条例

### 3 施行期日

公布の日